

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	交通政策課 (松本空港管理事務所)	整理番号	2 - 4 - 1
許認可等の種類	松本空港運用時間外施設使用許可			
根拠法令条例等・条項	長野県松本空港条例第4条の2第1項			
許認可等の概要	空港の運用時間外における航空機の離発着のための施設使用許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【松本空港運用時間外施設使用要領】 第2条</p> <p>1 条例第4条の2第1項の規定による許可は、緊急性を帯び人道的又は公的な使命を有する事由に限るものとし、その基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、機体の故障、悪天候等不測の事態が生じた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 急患輸送 (2) 搜索救難 (3) 災害派遣</p> <p>2 その他前各号に準ずる事由で長野県松本空港管理事務所長が特に必要と認める場合は許可するものとする。</p> <p>【運用時間外における空港の使用について】 運用時間外の空港使用については、松本空港条例第4の2により知事の許可が必要であり、松本空港運用時間外施設使用要領第2条により、一般の航空機については、機体の故障、悪天候等不測の事態が生じた場合のみ使用できると規定されている。 管理上次のとおり、統一対応すること。</p> <p>1 午後4時30分以降のエプロン使用予約に当たっては、午後5時までに確実に空港に降りることを確認すること。 航空機がどこを飛んでいるか確認し、運用時間内に着陸できないと判断したときは使用を断る。</p> <p>2 航空機に不測の事態が生じた時は、1にかかわらず空港の使用を許可する。 なお、着陸後にパイロットから状況を聞き取り、運用時間外施設使用許可申請書及び運用時間外停留届の提出を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機体の故障により飛行ができないとき。 ・悪天候等により飛行ができないとき。 ・搭乗員の体調不良により飛行に支障が生じたとき。 ・燃料が不足し他の空港まで飛行できないとき。 			
基準の制定根拠	松本空港運用時間外施設使用要領第2条 運用時間外における空港の使用について(H18.1.23伺定)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1日			
期間の制定根拠	松本空港運用時間外施設使用要領第4条			